

## 6 卒業・修了評価基準

学修の成果にかかる評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

### ■各学部の単位認定・成績評価基準

	単位認定	成績評価
教育学部 Faculty of Education	試験及び平素の学習成績の考査による。ただし、担当教員が特に認めた場合には、試験又は平素の学習成績の考査のいずれかによることができる。（教育学部規則 第8条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、「S」「A」「B」「C」の評価区分が困難な科目で別に定めるものについては、「合」の評価を示し単位認定をすることができる。 (1) S (90点以上) 合格 (2) A (80点以上 90点未満) 合格 (3) B (70点以上 80点未満) 合格 (4) C (60点以上 70点未満) 合格 (5) F (60点未満) 不合格（教育学部規則 第11条）
経済学部 Faculty of Economics	授業科目の単位は、試験又は授業中の評価等によって認定する。（経済学部規則 第10条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、評価をすることが困難な科目については、評価を「合」と表示し、単位を認定することができる。 (1) 80点以上 A 合格 (2) 70点以上 B 合格 (3) 60点以上 C 合格 (4) 60点未満 不合格（経済学部規則 第11条）
システム工学部 Faculty of Systems Engineering	一の授業科目を履修した学生に対し、当該授業科目の担当教員が試験の上、単位を与えるものとする。（システム工学部規則 第9条）	授業科目の成績は、100点満点とし、次のとおり区分する。 (1) 90点以上 S 合格 (2) 80点以上 A 合格 (3) 70点以上 B 合格 (4) 60点以上 C 合格 (5) 60点未満 F 不合格 卒業研究及び学外実習の授業科目については、合格・不合格をもつて評価する。（システム工学部規則 第10条）
観光学部 Faculty of Tourism	授業科目の単位は、試験又は授業中の評価等によって認定する。（観光学部規則 第9条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、評価をすることが困難な科目については、評価を「合」と表示し、単位を認定することができる。 (1) 90点以上 A+ 合格 (2) 80点以上 A 合格 (3) 70点以上 B 合格 (4) 60点以上 C 合格 (5) 60点未満 F 不合格（観光学部規則 第10条）

### ■大学院各研究科の単位認定・成績評価基準

	単位認定	成績評価
教育学研究科 Graduate School of Education	各授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、授業科目担当教員が行う。（大学院教育学研究科規則 第10条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。 (1) 優 (80点以上) 合格 (2) 良 (70点以上) 合格 (3) 可 (60点以上) 合格 (4) 不可 (60点未満) 不合格（大学院教育学研究科規則 第13条）
経済学研究科 Graduate School of Economics	履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告等によって認定する。（大学院経済学研究科規則 第8条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、評価をすることが困難な科目については、評価を「合」と表示し、単位を認定することができる。 (1) 80点以上 A 合格 (2) 70点以上 B 合格 (3) 60点以上 C 合格 (4) 60点未満 不合格 合格した授業科目については、所定の単位を与える。（大学院経済学研究科規則 第9条）
システム工学研究科 Graduate School of Systems Engineering	授業科目の単位の認定は、試験又は研究報告等により、各授業科目担当教員が行う。（大学院システム工学研究科規則 第8条）	履修した授業科目の成績は、優・良・可・不可の評語で表し、優・良・可を合格、不可は不合格とする。（大学院システム工学研究科規則 第9条）
観光学研究科 Graduate School of Tourism	履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告等によって認定する。（大学院観光学研究科規則 第13条）	授業科目の成績は、100点を満点とし、次のとおり区分する。ただし、評価をすることが困難な科目については、評価を「合」と表示し、単位を認定することができる。 (1) 90点以上 A+ 合格 (2) 80点以上 A 合格 (3) 70点以上 B 合格 (4) 60点以上 C 合格 (5) 60点未満 不合格（大学院観光学研究科規則 第14条）

## ■各学部の卒業要件・判定基準

	卒業要件・卒業判定
教育学部 Faculty of Education	各課程及びコースにおける履修方法並びに卒業に要する最低履修単位数は、別表第1のとおりとする。(教育学部規則 第6条) <別表1> <a href="http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00018678/551.pdf">http://www.wakayama-u.ac.jp/_files/00018678/551.pdf</a> <最低履修単位数>132単位
経済学部 Faculty of Economics	学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき4年以上在学し、学部教務細則に定める履修方法により、124単位以上を修得しなければならない。 第3年次に編入学した学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき2年以上在学し、学部教務細則に定める履修方法により、84単位以上を修得しなければならない。(経済学部規則 第7条)  卒業の判定は、教授会の議を経て、学長が認定する。(経済学部規則 第12条)
システム工学部 Faculty of Systems Engineering	学生は、別に定める履修方法により、次に定める以上の単位を修得しなければならない。 システム工学科 132単位 編入学等を許可された者の履修方法等については、別に定める。(システム工学部規則 第7条)  学生が本学部に所定の年限以上在学し、学科所定の授業科目を履修し、所定の単位以上を修得した場合は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。(システム工学部規則 第12条)
観光学部 Faculty of Tourism	学生は、卒業するためには、学則第33条の規定に基づき4年以上在学し、別に定める履修方法により、124単位以上を修得しなければならない。(観光学部規則 第7条)  卒業の判定は、教授会の議を経て学長が認定する。(観光学部規則 第11条)

## ■大学院各研究科の修了要件・認定基準

	修了要件・修了認定
教育学研究科 Graduate School of Education	学生は、指導教員の指導のもとに、別表に定める各専攻別の履修方法により30単位以上を修得しなければならない。(大学院教育学研究科規則 第6条)  最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者につき、当該修士論文を中心として筆記又は口述により行う。(大学院教育学研究科規則 第15条)  課程修了の認定は、研究科会議が行う。(大学院教育学研究科規則 第16条)
経済学研究科 Graduate School of Economics	学生は、研究科修士課程(以下「課程」という。)を修了するためには、学則第56条に規定された標準修業年限以上在学し、研究科教務細則に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。(大学院経済学研究科規則 第6条)  学位規程第8条及び第9条に基づいて行われる修士論文の審査及び最終試験に関する事項は、研究科教務細則に定める。(大学院経済学研究科規則 第11条)  課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が認定する。(大学院経済学研究科規則 第12条)
システム工学研究科 Graduate School of Systems Engineering	学生は、指導教員の指示によって授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。 博士前期課程においては、授業科目を30単位以上履修しなければならない。 博士後期課程においては、授業科目を10単位履修しなければならない。(大学院システム工学研究科規則 第5条)  課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が行う。(大学院システム工学研究科規則 第11条)
観光学研究科 Graduate School of Tourism	学生は、授業科目を履修し、必要な研究指導を受けるものとする。 博士前期課程においては、研究科会議が別に定める履修方法により授業科目を30単位以上修得しなければならない。 博士後期課程においては、研究科会議が別に定める履修方法により授業科目を14単位修得しなければならない。(大学院観光学研究科規則第7条)  課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が行う。(大学院観光学研究科規則 第17条)